

北本市第五期障害福祉計画及び北本市第一期障害児福祉計画（案）に対する意見一覧  
（鴻巣北本地域自立支援協議会の意見聴取結果）

番号	意見の内容	市の考え方
1	<p>本計画全体への意見</p> <p>各種福祉サービスの利用者は年々増加の見込みが提示されていますが、北本市には精神障害者の利用できる就労継続支援事業所や共同生活援助の事業所がありません。増加する利用者のニーズに応じて、地域に必要な事業所数の数値目標をあげ、事業所誘致や開拓に取り組んでいただきたいです。</p>	<p>本計画におきましては、本市での提供体制を含めた障害福祉サービス等の支給見込量を設定するものです。</p> <p>ご意見のサービス量の確保については、「障害福祉サービス等見込量確保のための方策」として計画に盛り込んでおります。この方策により、提供体制の充実に取り組んでまいります。民間事業所の動向や財政状況等もごございますので具体的な数値目標は設定しておりませんので、原案のとおりといたします。</p>
2	<p>障害者手帳で受けられるサービスについて</p> <p>福祉計画に載っていませんが、鴻巣市に比べ北本市の障害者手帳で受けられるサービス（※）が少ないです。できれば同じサービスが受けられるようにしていただきたいです。</p> <p>※福祉タクシー利用料金助成事業</p>	<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスや障害児通所支援ではない、地域生活支援事業や市町村の自主事業については、財政状況や環境等により、自治体ごとに異なります。</p> <p>県内でも、対象者や利用回数等について、自治体によって異なる状況でございますのでご理解ください。</p>
3	<p>基幹相談支援センターについて（43頁）</p> <p>基幹相談支援センターの立ち上げの話がなかなか進まず、今回の計画でも開設時期には触れられておりません。自立支援協議会の運営が委託相談支援事業所の大きな業務負担になっています。自立支援協議会の運営も担う基幹相談支援センターの開設目標時期をご提示いただきたい</p>	<p>ご意見の基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設です。設置については障害者総合支援法に規定はございますが、必置義務ではないことや実施主体、財政状況等課題もごございます。設置に向けた検討は進めてまいります、目標時期</p>

	です。	等は記載できませんのでご理解ください。 原案のとおりといたします。
4	<p>就労支援について（13頁、18及び19頁）</p> <p>福祉施設から一般就労への移行等については指針や目標値が示されていますが、北本市障がい者就労支援センターについては現状の報告のみになっています。就労移行支援事業は障がい者の就職・職場定着を支援する有効な方法ですが、就労移行支援事業所を利用するのは就労を希望する人のごく一部です。北本市障がい者就労支援センターが中心となり北本地域の就職力を上げていく必要があると思います。そのために、今後障がい者就労支援センターには障がい者雇用の専門知識を持つ常勤職員を配置するか、民間への委託について検討していただきたいと思います。</p>	<p>ご意見の13頁は、「障がい者の状況等」として、手帳所持者数や障がい者の就職状況等について、これまでの推移や現状の報告ですので、原案のとおりといたします。</p> <p>18及び19頁の福祉施設から一般就労への移行等につきましては、本計画では国の基本指針の示す目標の設定となりますので、就労移行支援及び就労定着支援の利用者数を設定したところです。</p> <p>「障害福祉サービス等見込量確保のための方策」55及び56頁のとおり、障がいのある人の就労支援のため障がい者就労支援センターは、各関係機関と連携し支援に努めてまいります。ご意見は、今後の就労支援施策の実施に際し、参考とさせていただきます。</p>